

全建の建設系公務員賠償責任保険とは？

～公務員の皆様に安心して働いていただくために～

建設系公務員を取り巻く訴訟リスク

建設系公務員を取り巻く環境下では、例えば、下記の事例が考えられます。一般の公務員に比べ、**訴訟リスクが高い**と考えられます。

「道路、河川等の設置又は管理瑕疵(パトロールの見落とし、施設の老朽化、点検不足等)に起因した災害において損害が生じた場合」

「工事中の事故に対する現場監督官の責務、工事検査の評点への不服」

「入札契約関連(積算ミスや技術審査への不服等)」

「許認可関連(手続きの不備、遅れや土地の境界争い等)」

「地元対応(言った・言わないなど、説明不足に起因したトラブル)」 等



注意: 本保険は、業務上過失致死罪など刑事訴訟の争訟費用及び罰金等については対象外となります。
なお、刑事訴訟と併行して民事訴訟を提起された場合、民事訴訟に係る争訟費用及び敗訴した場合の法律上の損害賠償金等については、お支払いの対象となります。

全建の建設系公務員賠償責任保険の特徴！！

一般的な公務員賠償責任保険では、「被保険者の所属する省庁、地方公共団体からなされた損害賠償請求(求償を含む)」は、保険金が支払われないこととなっています。

しかし、全建の「建設系公務員賠償責任保険」は補償内容が厚くなっています。

建設系公務員の訴訟リスクに対応するため、

下記の①～④の場合でも、損害賠償金が補償されます！

*被保険者の故意によるものはお支払の対象外となります。詳細はパンフレットをご確認下さい。

- ①国・地方公共団体から、**国家賠償法**(第1条2項又は第2条2項)に基づいて、職員個人に対して、**求償権**が行使された場合
- ②**会計検査院**から、職員個人に対して、**弁償金**の支払いが命じられた場合※ (国家公務員)
- ③**監査委員**から、職員個人に対して、**賠償金**の支払いが命じられた場合※ (地方公務員)
- ④**住民監査請求**を経て**監査委員の賠償勧告**があった場合 (地方公務員)

※ 支払限度額があります:(例1) Aタイプ(1億円)の加入者で、4千万円の請求がなされた場合:(請求額4千万円-免責額10万円)×縮小支払割合90%= 3,591万円が支払われます。(支払限度額(1億円×50%)以内)

(例2) Aタイプ(1億円)の加入者で、7千万円の請求がなされた場合:「(請求額7千万円-免責額10万円)×縮小支払割合90%」が支払限度額(1億円×50%)を超えるため、支払限度額の5千万円が支払われます。

加えて、「建設系公務員賠償責任保険」では 下記⑤～⑥の特徴があります！

⑤初年度加入日より前(これまで公務員であった全ての時期)に行った行為に起因する請求も、補償されます！

⑥退職後も **5年間**、補償が継続されます！※

⑦**初期対応費用**(身体障害を被った被害者への見舞金等)も補償されます！

⑧**団体割引(-25%)**が適用され、**比較的低廉な保険料**[年間 6,500円(H24.8.1～H25.8.1の場合)]です！

※ 退職後、中途解約せずそのまま、満期日(8月1日)まで保険を継続された場合、満期日(8月1日)以降、保険料を支払うことなく5年間、補償が継続されます。

加入は？

この保険はいつでも中途加入できます！(全建正会員でかつ公務員である方)

申込方法は、所定の「払込取扱票(兼加入依頼書)」に必要事項をご記入の上、郵便局より振り込むだけです！

保険料は、月割り計算となります。(払込締切日は毎月15日)。本保険パンフレットの入手や注意事項等、詳細につきましては、**全建ホームページ(会員サービス)**をご覧ください！(担当:会員課 春日)